

青森県原子力防災対策検討委員会  
－とりまとめ－

「地域防災計画（原子力編）に反映すべき事項」（案）

平成 2 4 年 3 月 〇 〇 日

青森県原子力防災対策検討委員会



=はじめに=

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震に伴い発生した東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故は、これまでの想定を超えた過酷事故となったこと、地震・津波の被害と原子力災害との複合災害であったこと、また、同時に複数の原子炉における事故となったことから、原子力防災対策を講じる上で、防護区域の拡大、事態の長期化・広域化、広範囲への影響など、様々な課題が生じることとなった。このことを踏まえ、青森県原子力防災対策検討委員会では、県地域防災計画（原子力編）の見直しに向けた作業に資するよう、原子力防災対策上の課題や今後の見直しの方向性等について、平成23年8月の設置からこれまで〇回にわたり検討を行ってきた。

国の原子力安全委員会では、原子力防災対策の抜本的な見直しについて、今回の事故に関して得られる知見、教訓等を踏まえて、防災対策に係る専門的・技術的事項について検討を行っているところであり、3月中に中間取りまとめを行うこととしている。

また、国は、4月に予定する原子力規制庁（仮称）の発足に合わせて原子力災害対策特別措置法、関係政省令の改正、防災基本計画及び防災指針等の改定を行うこととしており、関係地方公共団体に対して、改正原子力災害対策特別措置法の施行後、半年程度の経過措置期間内に地域防災計画（原子力編）の修正をすることを求めている。

本報告書は、検討委員会における委員それぞれの専門的な立場から、今回の事故への対応等を踏まえた原子力防災対策上の課題について議論し、本県原子力防災対策の充実・強化に資するよう、提言として取りまとめるとともに、地域防災計画の見直しに向けた方向性を検討したものである。

## 1 検討すべき原子力防災対策上の課題

当検討委員会では、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、これまでのE P Z（防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲）の範囲を越える地域においても防災対策が必要となったこと及び事態が長期化・広域化していることに鑑み、検討事項については、県として早急に防災対策を強化する必要があると考えられる避難に係る住民対策、情報伝達などについて優先的に検討を行った。

（検討事項）

- 防護区域の拡大への対応について
  - ・大規模避難のための避難経路・輸送手段の確保
  - ・広域避難に伴う避難所の確保、災害時要援護者の避難
  - ・S P E E D Iによる情報提供のあり方
  - ・避難者に対する医療対策（スクリーニング、除染、安定ヨウ素剤の予防服用）
- 事態の長期化・広域化への対応について
  - ・避難生活の長期化（避難所の運営、仮設住宅）
  - ・役場機能の拠点確保
  - ・防護資機材の確保
  - ・学校教育への対応
- 影響が広範に及ぶことへの対応について
  - ・広範囲・長期間にわたる緊急時モニタリングの実施
  - ・飲食物の摂取制限、農産物の出荷制限
  - ・農林水産物、工業製品等の汚染検査
  - ・生活環境における放射性物質に汚染された物質の除去、処理及び処分方法
  - ・風評被害の防止
  - ・原子力災害時の地域医療体制
  - ・オフサイトセンターのあり方

※ 福島県富岡町、川内村の現地調査結果概要について記載する予定。

## 2 提言及び地域防災計画（原子力編）に反映すべき事項について

### ① 防災対策を重点的に充実すべき地域・災害想定について

（提言）

・ 県地域防災計画（原子力編）の見直しに当たっては、過酷事故等、厳しい状況の下でも県が国及び市町村と連携し、住民協力のもと広域避難をはじめとする防災対策が構築できるよう実効性のある防災体制の整備が重要である。

#### 【地域防災計画（原子力編）に反映すべき事項】

・ 東京電力福島第一原子力発電所事故は、発電所から20kmを越える広範囲の住民が避難を余儀なくされる極めて重大な事故であった。このことは、主たる要因が地震等の自然災害であっても、一度、原子力災害になれば現実に炉心溶融といった過酷事故に至ることを示すものであり、住民の防護対策としても、今回の経験を踏まえた事前の措置が必要であると考えられる。従って、実際に防護対策が求められることとなした範囲に着目した地域防災計画を構築することを前提とする。

・ また、昨年11月、原子力安全委員会の「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」により、原子力発電所については、これまでのEPZ（8～10km）に代えて、予防的防護措置を準備する区域（PAZ（概ね5km））及び緊急時防護措置を準備する区域（UPZ（概ね30km））を設けることとされたことから、東北電力（株）東通原子力発電所の防災対策を重点的に充実すべき地域については、同検討結果を踏まえた見直しを行う。

・ 計画の基礎とするべき災害の想定については、福島第一原子力発電所における事故の態様等を踏まえ、国等の技術的支援を得ながら過酷事故を想定した内容の見直しを行う。

・ 過酷事故、複合的な災害に備え、原子力災害及び自然災害に係るそれぞれの県災害対策本部の指揮命令系統の調整を図る。また、災害の長期化に備え対応要員の実効的な動員計画について考慮する。

## ② 情報収集・情報伝達及び住民等への的確な情報伝達活動について

### (提言)

・ 正確で最新の情報の入手は、迅速かつ的確な災害対応に不可欠であることから、国、地方公共団体、原子力事業者等との確実な連絡体制の確保、情報通信ネットワークの強化が重要である。また、地震・津波等との複合災害においても確実に機能する通信手段の確保が重要である。

### 【地域防災計画（原子力編）に反映すべき事項】

- ・ 国及び関係市町村と連携して、現在ある緊急時連絡網及び衛星携帯電話の整備・拡充を図るとともに複合災害の場合も想定して、システムの機能が損なわれないような対策を講じる。
- ・ 情報入手及び情報伝達のルートについて、予めルートを確立するよう努める。
- ・ 住民等への情報活動については、災害対応のフェーズや場所等に応じた対応を整理するとともに、住民に真に必要な情報を迅速かつ的確に提供するよう努める。

### ③ S P E E D I について

#### (提言)

- ・ SPEEDIは、地域住民の放射線被ばく防止と避難の対応をすること、また、緊急時モニタリング対応を検討する上で重要な役割を担っている。
- ・ 放出源情報が得られない状況でも、単位放出量による予測結果を得ることができることから、避難方向の判断などに有用であり、また、数日にわたる風速場の変化も表示することが可能であるSPEEDI情報収集手順の確立、SPEEDI情報の活用について検討すべきである。
- ・ 今回の事故においては、国によってシステムが運用されていたにもかかわらず、結果的に住民の防護対策に十分に生かされなかった。本来、有効な機能を備えているシステムであるが、人的要因、若しくは、その他の要因で情報が提供されない場合についても考慮しておくことは危機管理の観点から重要であることから、簡易なシステムであっても自らも拡散状況を評価できる仕組みも備えておくことが必要と考えられる。

#### 【地域防災計画（原子力編）に反映すべき事項】

- ・ P A Z、U P Zの考え方を踏まえると、避難範囲、避難方向を予測できるSPEEDIは、U P Z内の避難等の判断を補完する機能としてその活用を図る。
- ・ 環境拡散予測システムは、防護対策検討とともに緊急時モニタリング計画を立案するための基礎情報としても有効であることから、まずは、関係機関と調整の上、SPEEDI情報収集手順の確立、直接自ら評価を行うための簡易な評価システムの整備及び必要な防災対策をとることができる環境を構築するよう努める。

#### ④ モニタリングについて

##### (提言)

- ・モニタリングは住民の被ばく防止と避難において不可欠なものであり、指定公共機関等の支援組織との連携を図った体制を構築する必要がある。
- ・避難行動を住民とともに行うこととなる市町村の職員が住民の避難環境でのモニタリングを自ら行うことは重要であることから、自らモニタリングを行うことができるような基盤整備を行う必要がある。
- ・福島事故では、地震・津波等によりモニタリングシステム、テレメータシステム等が故障し、約10km圏内の放射線量率の連続情報がえられなかったことから、災害に強いモニタリングシステムを構築するとともに、万が一の欠測状況を念頭に置いたバックアップ機能を設けるなど、関係自治体と連携を図り国と協議することが必要である。

##### 【地域防災計画（原子力編）に反映すべき事項】

- ・モニタリングについては、国等との連携体制を確立するとともに、広域にわたるモニタリングを機動的に展開することのできる機器・体制を整備する。
- ・環境放射線モニタリング指針の見直しによる環境放射線モニタリング実施計画の改訂を踏まえた体制を整備する。
- ・地震・津波等との複合災害を想定し、モニタリングシステムの機能が損なわれることがないよう対策を講じるとともに、それらの機能が損なわれた場合に同等の情報を取得することができる国によるバックアップ機能整備と関係自治体間の連携による情報収集体制を構築する。。

## ⑤ オフサイトセンターについて

### (提言)

・オフサイトセンターのあり方については、国、県、市町村にそれぞれが災害時にどのような役割を果たすべきかに立ち戻って整理し、オフサイトセンターへの参集の是非も含め、県の原子力防災体制について検討すべきである。また、現在あるオフサイトセンターが機能しないことも想定し、代替施設の機能強化を検討すべきである。

### 【地域防災計画（原子力編）に反映すべき事項】

- ・オフサイトセンターでの県の役割、責任について整理し、その役割に応じたオフサイトセンター活動のあり方を国、市町村と調整した上で、その具体的役割を明記する。
- ・代替オフサイトセンターを含め、オフサイトセンターが機能しないことも想定した県の原子力防災体制（職員の緊急連絡・参集方法、役割分担）の整備に努める。
- ・オフサイトセンターが機能しないことも想定し、国、県及び市町村間との連絡体制を確保するため、TV会議システムなど通信手段の整備を図る。

## ⑥ 広域避難・避難計画について

### (提言)

・避難の実施主体は市町村であるが、市町村の区域を越えた避難が基本となることから、地域コミュニティを考慮した広域避難計画の作成などに県も積極的に関与する必要がある。また、避難対象人口も膨大となることを念頭に避難計画の全体像をイメージした訓練や住民が自らとるべき行動を理解できるような取組など避難計画の周知・啓発について日頃から心がけておく必要がある。

### 【地域防災計画（原子力編）に反映すべき事項】

- ・ UPZ圏外の広域避難を基本として、具体的な避難先の指定に向けた市町村間の調整を進める。
- ・ 避難の実施主体である市町村が、原子力災害時に迅速かつ的確な避難に向けた対応が出来るよう避難計画作成要領を作成する。
- ・ 広域避難に係る避難所や避難誘導・移送に必要な資機材等の整備を図る。
- ・ 災害時要援護者の避難については、予め、その避難方法等を検討するなど、平常時から意識的な準備、対策が図られるよう助言する。
- ・ 避難計画の全体像が分かるように、日頃から避難所、避難方法、屋内退避の方法等に関する住民への周知に努める。
- ・ 住民に対する放射能に関する正しい知識の普及・啓発に努める。
- ・ 避難計画に基づく避難訓練を定期的を実施し、住民が自らとるべき行動を理解できるような取組を市町村とともに実施する。
- ・ 避難誘導に当たっては、避難経路のモニタリングや誘導する市町村職員等による放射線量の測定などにより、住民の安全を確保しながら実施する。
- ・ モニタリング結果や分析データを踏まえ、緊急時活動レベル（EAL）と防護措置の判断基準（OIL）に応じ、PAZ、UPZにおける避難等の応急対策を迅速に決定・実施するための計画を策定する。
- ・ 複合災害などを想定し、避難経路の確保に向けた取組については、青森県原子力発電所の原子力災害時における避難のあり方検討プロジェクトチームの最終取りまとめを踏まえ、国及び関係市町村と連携しながら避難路となる道路について計画的に整備を進める。

## ⑦ 災害時要援護者について

### (提言)

- ・災害時要援護者の避難については、予め、その避難方法等を検討し訓練を実施するなど、平常時から意識的な準備、対策を講じておく必要がある。

### 【地域防災計画（原子力編）に反映すべき事項】

- ・避難に際して、家族と子どもと一緒に避難できる方策、学校等における避難誘導等の対応などについて考慮する。
- ・災害時要援護者の避難について、町内会、消防団、自主防災組織等との連携協力による地域全体としての実効性のある取組が図られるよう助言する。
- ・支援者とともに避難するなど災害時要援護者に対する移動中及び避難所におけるケアについて配慮する。
- ・病院等の施設に入所している災害時要援護者の避難については、早期避難するための態勢について検討する。
- ・病院等の施設に入所している災害時要援護者の避難先施設の調整については、国による助言等をもとに施設間の調整を行う。

## ⑧ その他

### 【地域防災計画（原子力編）に反映すべき事項】

#### ○災害応急体制の整備

・ 防護措置の実施に当たっては、現在、原子力安全委員会で検討等を行っている緊急事態の区分と区分決定のための施設における判断基準（緊急時活動レベル（EAL））及び環境における計測可能な判断基準（運用上の介入レベル（OIL））の設定を踏まえ、導入する。

・ 原子力災害に係る広域的な応援協力体制の拡充・強化を図る。

・ 地方公共団体が行政機能を失った場合は、県が主体的に移転先の確保、連絡調整にあたる。

#### ○飲料水、飲食物の摂取制限等

・ 飲料水・飲食物の摂取制限については、迅速に検査等できる体制に基づき実施する。

・ 農林水産物の採取及び出荷制限については、迅速に検査等できる体制に基づき実施する。

#### ○農林水産物、工業製品等の汚染検査

・ 農林水産物、工業製品等の汚染検査については、迅速に検査等できる体制に基づき実施する。

#### ○緊急輸送活動

・ PAZなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っていくための広域的な交通管理体制を確保する。（交通規制を実施する。）

・ 避難の際の自家用車の使用については、交通渋滞の発生が想定されることから、原則禁止とするものの、PAZ内の避難対応や災害時要援護者の避難における使用の考えを考慮する。

#### ○県民の健康管理

・ 県は、市町村と連携し、避難者に対する避難行動の記録や食事の状況などの調査、健康診断などを実施し県民の健康管理に努める。

・ 県は、国及び市町村とともに、心のケア（メンタルヘルス）について配慮する。

#### ○防災訓練

・ 過酷事故や複合災害を想定した訓練を実施する。

○被災者の生活支援

・避難生活の長期化に対応するため、緊急的な住民避難等が完了した後の段階において、国が主導的に行う、被災者への生活支援等に協力する。

○学校教育への対応

・学校教育への対応として、長期にわたる避難が想定される場合、避難先における受入について調整に努める。

○放射性廃棄物の処理

・生活環境における放射性物質に汚染された物質の除去、処理及び処分方法については、「平成23年3月1日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境への汚染への対処に関する特別措置法」の規定により、国が処理を行うこととされており、当該特別法の一般法制化を求めるとともに、災害廃棄物については、国の指示等に基づき適切に処理されるよう国及び市町村に協力する。また、国及び市町村と連携しながら除染活動を実施する。

(参考)

## 【検討委員会での主な意見】

### ① 防災対策を重点的に充実すべき地域・災害想定について

- ・半径20キロ圏内の住民が避難する想定だと下北半島が分断され、孤立化する。
- ・複合災害は難しいテーマ。原子力災害にプラスアルファで考慮しなければならない事項として念頭に置き整理すべき。
- ・事故想定を福島レベルの事故を想定しているが、事故レベルは、小さいものから大きいものまであって、福島は最大と考えている。レベル毎に応じた対策が自ずと決まってくるのではないかと考えている。信頼を獲得するためには、最大限を想定するのが良いが、これをずっと維持できるのか、考慮すべき。
- ・災害が複合的に発生した場合の県の防災体制について整理が必要。
- ・複合災害を想定するのであれば、BCP（業務継続計画）を念頭に検討すべき。

### ② 情報収集・情報伝達及び住民等への的確な情報伝達活動について

- ・情報伝達は、緊急性、必要性の観点から、整理し対応を考えておくべき。
- ・情報伝達は、優先度をもって行うべき。平時から優先度を検討しておくべき。
- ・情報にメリハリを付けることで正しい情報が伝わりやすくなる。
- ・情報伝達において、国、県、市町村それぞれの果たすべき役割と責任を明確にする必要がある。
- ・原子力災害への対応は、情報が全てである。
- ・今回の原発事故時の情報伝達について、国の検証結果の中間取りまとめを踏まえ、県計画・市町村計画へ反映することが重要である。
- ・情報途絶の原因は、災害そのものが大きく、情報伝達の途絶が発生、モニタリングポスト等の破壊されている状況の中、情報そのものが取れない、それを伝達することが出来ないという基本的で大きな問題があった。
- ・情報発信者側に、事故時の情報伝達を想定した検討・対応が不十分であった。
- ・情報伝達については、検証結果を踏まえた改善の方向性を見極めてた上で、県としても検証すること。
- ・万が一の時に情報を入手できる仕組みを作ることが出来るかどうか、計画の正否を握る。
- ・情報発信者側の対応については、県でも精査し、必要なものは要望していく姿勢が大事である。
- ・情報入手にあたり、一次情報について、県自ら判断し、対応する体制とするのか、それとも、二次情報に基づき対応する体制とするのか整理する必要がある。
- ・情報伝達が計画通り出来なかった原因を究明しないと改善に繋がらない。
- ・原子力緊急事態宣言が発令後は、情報は、受け身ではなく、逆に、情報を取りに

行く体制整備が必要である。

- ・基本的に、原子力の問題については、素早く対応する必要がある。そのため、国が意思決定者となって素早く物事を決めていく必要がある。
- ・県として、直接に情報を得るためのルート開発をすることは非常に必要なこと。
- ・情報ルートが多重化されて、大事な情報は多重化してくるような手段を設けるべきである。

### ③ S P E E D I について

- ・今回の事故では、放出源情報が得られなかったが、単位放出量ですっと計算していた。初期段階では、単位放出量に基づいてモニタリング計画を策定することは十分可能である。また、放射性物質の拡散影響についても、地理的条件、気象条件に基づいて大体傾向的に把握できることから、モニタリング計画、避難計画等に役立つ。
- ・S P E E D I の情報提供の仕方については、専門家に線量評価してもらうなど、慎重に考える必要がある。
- ・情報提供には、その情報が及ぼす影響まで考慮する必要がある。
- ・S P E E D I のデータは、放出源情報と付き合わせた上でないと避難の役には立たない。
- ・今回の事故の場合、放射性物質が建屋が壊れてそこから出てきたことから、正確な数値を掴めていないことから正確な計算結果が得られなかった。
- ・原子力安全委員会で、ある地点、地点の線量率等のデータから逆算して、放出量を計算し、公表した。
- ・20km、30kmを超えて避難する場合、避難先が汚染されている場合もある。事前にそういった情報を把握する仕組みが必要である。本来であれば、S P E E D I がその役目を負うこととなる。
- ・放出源情報がなくても原単位で、地形情報と風情報だけで避難に活用できるのではないか。
- ・風向きは一定ではないことから、結局、放射性物質が何時放出されたか分からなければ、どの図を使えばいいのか分からない。
- ・今回の事故を通じて、放出源情報がなければ利用できないはずのS P E E D I について、利用できるという教訓を得ることができた。
- ・S P E E D I のデータは1時間毎に取れるが、風向きを見て、そのまま公表したら混乱するので、どういう取扱をすべきか検討が必要。
- ・S P E E D I 情報の公開については、国が検討すべき事項であり、公開のあり方について要望する方向で取りまとめるべき。
- ・S P E E D I 情報については、全てそのまま公開するのではなく、適宜専門家の意見を踏まえつつ公開、活用すべき。

#### ④ モニタリングについて

- ・モニタリング結果について、公表する内容及びタイミングが重要である。
- ・避難所においてもモニタリングできる体制を整えることが必要である。
- ・航空機サーベイは、地域の線量率に関係なく、迅速、広範囲にモニタリングができるという観点から、非常に有効な手段である。
- ・シミュレーション、広域の状況把握、その後の詳細な整理をするというのがモニタリング対応のあり方。国との情報共有を図りながら、県としても独自に体系化する必要がある。
- ・モニタリングは、データベース化を念頭に行うべき。後から遡って線量評価するに当たり、核種情報を地域の情報をもって提供できるようにしておくべき。
- ・危機管理上、県は、モニタリングについて、最低限、自前で把握できるような体制を整備すること。
- ・モニタリング資機材は限られていることから、住民の被ばく線量を優先するのか、エリアを優先するのかといった優先順位を考えた緊急時のモニタリング計画が必要である。
- ・モニタリングのバックグラウンドが相当高くなることが想定される環境モニタリングセンターについては、何か別に考えなければならない。
- ・国がモニタリングの司令塔機能を設けるとしているが、UPZ内の環境放射線モニタリングについては、これまでやってきている地方自治体が持っているモニタリング技術を当然活かしていかなければならない。
- ・今回、モニタリングステーションが壊れたことによりモニタリング情報が出てこなかった。地震対策などを検討している新潟県の環境モニタリングの考えは参考になる。

#### ⑤ オフサイトセンターについて

- ・福島での災害では、オフサイトセンターが十分に機能を果たせず、福島県庁に移動した。
- ・オフサイトセンターについての検討は、距離の議論や機能班のあり方についてではなく、住民の防護対策上、意思決定されてからの具体的な項目について検討し、整理しておく必要がある。（情報共有、情報伝達のあり方など）
- ・オフサイトセンターは、国が危機的状況を認めない限り立ち上げることはないし、災害の種類によっては、危機的事態かどうか判断するのに時間を要する。
- ・オフサイトセンターの機能喪失については想定しているが、福島県庁も機能喪失したことを考えれば、県庁が機能喪失した場合を考えた代替施設についても考慮すべき。
- ・オフサイトセンターが情報の中心的存在であることから、代替のルート・窓口を考えておく必要がある。

- ・オフサイトセンターで情報を共有し意思決定を図るという考え方とは別に、物理的にオフサイトセンターに参集できるかどうか、参集できない場合に対策本部として機能を果たせるよう市町村との連携のあり方などについて整理することが必要。
- ・オフサイトセンターへの参集の是非を含めた県の原子力防災体制のあり方を踏まえ、国に求める役割について整理し要望することも必要。
- ・オフサイトセンターのあり方については、国の責任において検討すべきこととして明記すべき。

## ⑥ 広域避難・避難計画について

- ・今回の原子力災害では、広域の避難計画が、明確にたてられていなかった。
- ・広域避難を考える場合、集落（地域コミュニティ）が壊れないような広域避難を考える必要がある。具体的には、予め計画等に避難元市町村と避難先市町村を特定しておくことが必要と考える。
- ・避難元県と受入県との関係性から、一般の災害時の応援協定だけではなく、広域避難についての協定についても結んでおくべきである。
- ・広域避難は、放射性物質が放出される前に完了させることを「前提」としているが、この前提は、覆されることが多々あることから、「目標」とすべき。
- ・今現在でも、福島県民は非常な不安の中でその時を過ごしている。避難に関わるころの県民の意識状態を、よく心得た対応というのを今後検討しなければならない。
- ・避難が長期化していることから、避難に対して神経質になっている状況にある。
- ・避難に関して、今回の一連の対応の中で出来上がってしまった不信を払拭した形で信頼を獲得する必要があること。
- ・避難をどうするか。避難計画などを明確に県民に表明していかなければいけない。特に、長期化に伴って、家畜の問題など離れることによってデメリットが大きくなることなど、万が一の事態における県の対応策を示すなど、県民との信頼関係、県が出す避難情報に関する信頼性をどう高めておくかということに大きな課題があることを認識しておく必要がある。
- ・逃げてくることばかり強調され、迎えに行くことについて言及していない。迎えに行くことについても考慮する必要がある。
- ・避難者の把握や情報提供のため避難経路上に避難拠点（中継ポイント）を設けるべき。また、避難に際して、目標となるポイントを設けるべき。
- ・広域避難について、県、市町村の役割分担、避難拠点の設置など全体的な避難体制について検討し、情報共有を図るべき。
- ・冬期の夜間など、直ちに避難することが困難な場合を想定し、その場（自宅、集会場等）でじっとしているための最善の方法である「シェルターインプレイス」の考え方を取り入れ、住民に周知、啓発すべき。

- ・リスク管理として避難（屋内退避、避難）に伴うリスクを想定した対処方針を予め検討しておく必要がある。
- ・複合災害を想定するとBCP（事業継続計画）などを考慮する必要あり、県と市町村が一体となった避難計画を作成すべき。
- ・複合災害を想定した場合、かなり厳しい条件からのスタートとなることから、厳しい状況の中、県及び市町村の災害対策本部として住民避難など役割が果たせるようにするための実効性のある計画とするため、市町村とよく議論することが必要である。
- ・避難の実施主体である市町村職員の参集体制、施設の安全性についても併せて考慮すべき。
- ・今後、県を跨るような災害が発生する場合、国は、国の役割を明確化して、イニシアチブをとるような方向になっていくのではないかと感じている。そうなると、市町村の区域を越えて災害が発生する場合は、県がイニシアチブをとらざるを得ない。
- ・市町村同士で利害が対立するような場合を想定し、調整を図るための仕組みが必要であり、それを踏まえた要領とすべき。
- ・避難の際に具体的に不足する資源（輸送手段としてのバスなど）についても、県がイニシアチブをとって調整すべき。
- ・避難誘導者である市町村の職員が、ある程度の装備をもって、現場の線量をきちんと把握することが緊急時には重要である。現場で、測定し、判断する仕組みが必要。
- ・基本的にモニタリングは県の責任ではあるが、県のモニタリング体制だけで対応できるのか。避難者に対するモニタリングについては市町村にお願いするなど考慮すべき。
- ・避難者の安全確保のための避難経路のモニタリングは、市町村職員等ができる体制を構築することも検討すべき。そのための放射線モニタリングの教育や訓練は必要。
- ・避難者の一番の不安が被ばく線量としたら、いくら浴びたか数字で示すことは極めて大きな住民サービスであり、住民対策になる。市町村にサーベイメータを貸与することも検討すべき。
- ・防災関係者を含めて被ばく防護は大事。注意すべき項目を具体的に記載することが大事。市町村としてどういうことに配慮するのかといったことを検討できるようにしておくことは重要。
- ・防護対策ということから避難誘導者である市町村職員の教育、訓練も必要。
- ・災害時要援護者を考えるとき、施設と在宅の二つに分けて考えるべき。また、施設、在宅ともに支援者と一緒に避難させるような工夫を記載することが必要。
- ・在宅の災害時要援護者を把握には、民生委員の活用が重要。また、民生委員等へ

の周知についても留意いただきたい。

- ・避難計画作成要領の中に、避難計画の周知や教育など啓発に係る記載を加えるべき。

## ⑦ 災害時要援護者について

- ・災害時要援護者、特に子どもに関しては優先するよう考慮すべき。
- ・災害時要援護者というと、一般災害においては、高齢者、障害者というイメージであるが、原子力に限っていうと、子供の方が被害が大きい。
- ・災害時要援護者について、計画だけではなく、実際に市町村の対応として避難させることができる仕組みを作り、次のステップ（具体的な行動計画）に繋がるよう整理する必要がある。
- ・福島では、施設に入所している災害時要援護者の避難が非常に大変で、対象者の数も多い。
- ・災害時要援護者を考えるとき、施設と在宅の二つに分けて考えるべき。また、施設、在宅ともに支援者と一緒に避難させるような工夫を記載することが必要。
- ・在宅の災害時要援護者を把握には、民生委員の活用が重要。また、民生委員等への周知についても留意すべき。

## ⑧ その他

- ・今回の災害では、除染のための水もなく、雪が降っている気象条件の中、科学的な根拠に基づくものではないが、緊急事態として10万cpmを採用した。
- ・青森県として、普段から緊急時に備え人材確保のためのネットワークを構築しておく必要がある。
- ・原発事故後、福島では安定ヨウ素剤の入手が困難になった。安定ヨウ素剤の配布、服用について非常に混乱があった。
- ・安定ヨウ素剤の予防服用について、薬を配布する手順、タイミングなどについて検討する必要がある。
- ・福島のスクリーニングレベルは、科学的根拠に基づいて設定したわけではない、やむを得ない緊急的な措置である。
- ・災害の初期段階、長期的な観点から対応項目を整理し、関係機関と連携していくことが、住民に安心感を与えることに繋がる。
- ・防災対策は、住民の安全を確保すること、そのための実効性が伴っていなければならない。
- ・安全情報の出し方。目に見えないものがどう修復したのか、どこまで安全になったのかというところを示すのが難しく、確立できていない。また、海を含め、自然環境への影響についても配慮があっても良い。
- ・チェルノブイリに関する総合的な報告書（アンスケア(UNSCEAR) 2008年報告、付

属書D)が国連科学委員会からでた。非常に参考となる情報が詰まっている。